

人権さんだ

7 月号

一人ひとりが社会を変える！

《 問い合わせ 》
健康福祉部 人権共生推進課
TEL : 559-5148 FAX : 563-7776
E-mail : jinken_u@city.sanda.lg.jp

令和 8 年 (2026)

No. 568

7 月は、“社会を明るくする運動” 強調月間！！

今年度のテーマは、「保護司をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」



更生ペンギンのホゴちゃん(右)とサラちゃん(左)
犯罪や非行などから立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しいペンギンです。チャームポイントは胸の「生きるマーク」。更生保護のマスコットキャラクターとして、法務省保護局の公式X(旧ツイッター)やパンフレットに登場したり、各地の『社会を明るくする運動』の行事にも参加したりするなど、様々な場面で活躍しています。

「社会を明るくする運動」とは

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現をめざした法務省が主唱する全国運動です。

今年で76回を迎えるこの運動は、毎年7月を強調月間として、全国各地で様々な取り組みが行われています。

犯罪などから立ち直るためには、本人の努力はもちろんのこと、周囲の温かい支援と、地域の中に「居場所」があることが大きな力になります。人はひとりでは立ち直れません。家族や友人、職場の同僚、地域の人たち、そうした周りの存在が再出発に向けて勇気を与えてくれます。この運動は、そのような地域のつながりと支え合いの大切さを、社会全体に呼びかけています。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

この運動を支えているのは、行政機関だけではありません。保護司をはじめとする民間の団体、そして地域で暮らす一人ひとりの市民のみなさんの参加と協力があってこそ、運動は成り立っています。

立ち直ろうとする人を受け入れ支える方法は人それぞれです。特別なことでなくてもかまいません。あいさつをする、話を聞く、就労の機会を提供するなど、できることは身近なところにくさんあります。

明るい社会を築くために、みなさんに何ができるか、ぜひ、考えてみてください。

【保護司とは？】

（立ち直りを一番近くで見守る）

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

【保護司の活動とは？】

矯正施設を退所された保護観察（※1）対象者がスムーズに社会生活を営めるよう、退所後の住居や就業先などの帰住環境の調整（※2）や相談を行っています。

○帰住環境の調整とは（※2）
保護観察や矯正施設に収容中の人の退所後の住居をはじめ、生活基盤を整えたり、環境の調整を行います。

○保護観察とは（※1）

犯罪や非行により保護観察を受けている人と月に2～3回程度面接し、立ち直りに向けて、相談を受けたり、生活状況などを話し合いながら、指導・助言を行います。

＜クジラ先生＞
立ち直りを
一番近くで見守る保護司

更生保護ボランティア

○更生保護女性会

（地域のことをほっとけない）

犯罪予防活動を行うとともに青少年の健全育成活動のほか、子育て支援活動など、幅広い活動を行う女性を中心としたボランティアです。



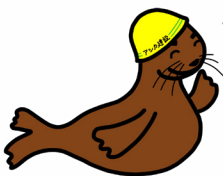
＜オコジョさん＞
地域のことを
ほっとけない

○協力雇用主

（就労と見守りの両方を担う）

犯罪や非行をした人が立ち直るためには、働くことが大変重要です。協力雇用主は、犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、その人たちを雇用しようとする事業主です。

全国に約25,000の事業所があります。



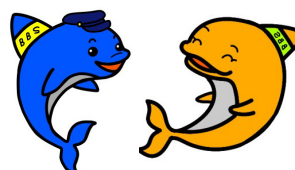
＜アシカ親方＞
就労と見守りの
両方を担う協力雇用主

○BBS会

（若い人の視点で立ち直り支援に参加）

様々な問題を抱える青少年たちと、兄と姉のように身近な立場で接することで、青少年たちの成長を助ける青年ボランティアです。

全国に約4,600人がいます。



＜イルカ兄さんイルカ姉さん＞
若い人の視点で
立ち直り支援に参加する

地域でできることは？

○温かく見守る

立ち直るためには、立ち直りの場となる地域社会の理解と協力が不可欠です。他人事にならず温かく見守ることも安全で安心な明るい地域社会に繋がってきます。

○更生保護について知る。関心を持つ

犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるためには、まずは更生保護の意味や活動について知ることが大切な第一歩となります。



日本の更生保護の取り組み、特に保護司制度は、その効果の高さから、海外でも高く評価されており、令和7年12月に国連総会で採択された再犯防止に関する国連準則でも「hogoshi」という言葉が紹介されるほど、世界的に注目されています。しかし、残念ながら、日本ではその認知度が必ずしも高くなく、「保護司」という言葉を初めて耳にする方もいらっしゃるかもしれません。

社会情勢が大きく変化し、犯罪の多様化や再犯防止の重要性が増す中、更生保護が効果的に機能していくためには、私たち一人ひとりの理解と、民間協力者の温かい眼差し、そして具体的な協力が不可欠です。そこで、この「社会を明るくする運動」を通じて、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの方々の存在と、その活動の重要性を広く国民に知ってもらうことを、今回の統一テーマとして掲げ、重点的に啓発活動に取り組んでいきます。みなさんも参加してみてはいかがでしょうか。

全国人権擁護委員連合会長表彰

長年にわたり、人権に関する相談や人権教室の開催などの啓発活動を通じ、人権のまちづくりを推進されるなどの功績に対して、全国人権擁護委員連合会長から表彰を受けられました。



▲ 三輪 剛敏さん



▲ 大久保 新一さん

※ 人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱する民間のボランティアであり、特別職の国家公務員です。

人権さんだアンケート

ご感想や今後取り上げてほしいテーマをお寄せください。



令和8年度 市民啓発講座 のご案内

【テーマ】夏休み子ども講座「人権ポスターを作ろう！」

1回目【日時】7月28日（火）10時00分～12時00分

【場所】ウディタウン市民センター（創作室）

2回目【日時】8月4日（火）10時30分～12時30分

【場所】まちづくり協働センター（講座室）

【講師】TETSUYA先生（一般社団法人総合デザイナー協会所属）

【対象・定員】小学校4～6年生 ・ 各8人 **（応募者多数の場合は抽選）**

※保護者の方からお申し込みください。また見学もできます。

【内容】人権の大切さを多くの人に伝えられる人権ポスターを作ってみよう！

右上二次元コードからお申し込みください。

<https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/1062150>

【締切】7月9日（木）17時まで（電話・FAX可）手話通訳・要約筆記も含まれます。

【準備物】濃いえんぴつ、絵の具、クレヨン等。汚れてもよい服装でおこしください（4つ切り画用紙と下書き用紙は市で用意します）

〈問い合わせ先〉 三田市人権共生推進課 TEL：559-5148 FAX：563-7776

E-mail：jinken_u@city.sanda.lg.jp



令和7年度 人権ポスター・標語受賞作品



ゆりのき台小学校4年（前年度）
田中 花歩さん

『また明日』と
言える日々を
守りたい

三輪小学校4年（前年度）
谷口 宏太さん

くらしの人権相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063
月曜～金曜 9時～17時（※祝日・年末年始を除く）

専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談（予約制）

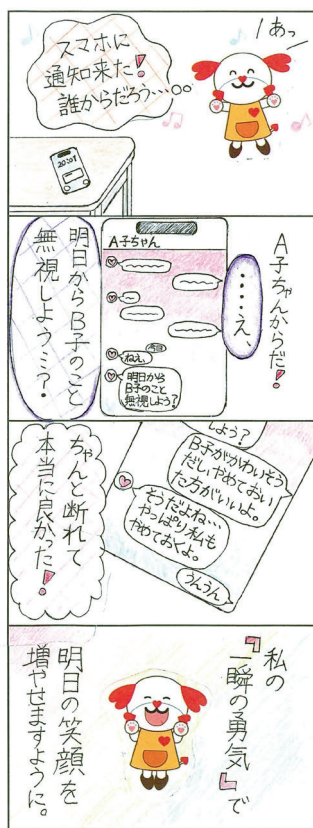
TEL 559-5062 FAX 559-5063
月曜～金曜 9時～17時（※祝日・年末年始を除く）
※専門相談員との相談日は予約後に調整

人権擁護委員による定例人権相談（予約制）

TEL 559-5148 FAX 563-7776
《次回相談日》7月23日（木）13時～16時

令和7年度
ラブピース4コマまんが受賞作品

「一瞬の勇氣」



三田学園中学校1年 (前年度)
下野 瑠菜 さん

平和を考える市民のつどい

◆プログラム

- ・合唱
平和の歌 三田少年少女合唱団とドイツ少年少女合唱団
- ・講話
「チャンスの前髪をつかめ - ヨーコのアメリカ大陸平和行脚 -」
ネバーアゲインキャンペーン事務局 代表 塩川 (北浦) 葉子さん
- ・上映
平和を考えるドキュメンタリー作品
「三田空襲を通じた戦争記憶の継承」 & 報告会
元関西学院大学津田ゼミ所属 伊藤菜月さん
- ・平和の鐘を鳴らそう!



平和の鐘

◆開催場所

三田市総合福祉保健センター (多目的ホール)

◆日時

8月8日 (土) 13:30 ~ 16:00

◆会場定員

先着 200 名

◆申込方法

<https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/293176>

または右記二次元コードを参照

電話・FAX でのお申込み先は下記問い合わせ先参照



◆その他

手話・要約筆記あり、一時保育の申し込みは7月28日 (火) まで

◆問い合わせ

平和を考える市民のつどい実行委員会 (事務局: 人権共生推進課)

TEL: 559-5148 FAX: 563-7776

※ 午前7時の時点で三田市にレベル3の気象警報 (大雨・洪水・暴風) が発表されている時は中止する場合があります。開催についての情報は市ホームページに掲載します。

募集



「ラブピース」
4コマまんが
コンテスト



三田市人権を考える会マスコットキャラクター「ラブピース」

日常生活の中での「あたたかさ」「やさしさ」
「ほのぼのとした雰囲気」が伝わる「人間愛」を豊かな感性でとらえた作品を募集します。

応募期間

7月21日 (火) ~ 9月4日 (金)

<部門> 小学校低学年の部、小学校高学年の部

中学校の部、高校・一般の部

<賞> 図書カード

特選 (5,000円分) 優秀賞 (3,000円分)

入選 (1,000円分)

【問い合わせ】三田市人権を考える会事務局
(人権共生推進課内)

TEL: 559-5148 FAX: 563-7776

《共通事項》

応募資格

市内に在住または在学・在勤している人

募集要項

市内公共施設、各学校、市役所4階人権共生推進課等で配布

入賞発表

「人権と共生社会を考える市民のつどい」 (12月5日 (土) 郷の音ホールにて開催)

人権標語



令和8年度「人権のまちづくりをすすめる市民運動」

市では、家庭においても人権意識の高揚を図り、差別解消に向けて実践力を高めるため、広く市民から人権標語を募集します。

応募期間

7月21日 (火) ~ 9月4日 (金)

<テーマ>

- ◇ 身近な生活の中から、人権尊重の生き方を考える。
 - ◇ さまざまな人権課題について正しく認識し、その解消の方途を考える。
 - ◇ ともに生きる明るい社会のあり方を考える。
- ※ 一般的な5・7・5形式に限りません。キャッチコピー的なものでもかまいません。36文字以内で自由に作成してください。

【問い合わせ】人権共生推進課

TEL: 559-5148 FAX: 563-7776